

名古屋地方の時事新報賣捌所
從來名古屋地方の時事新報賣捌方は同地の石版舎に委
託し居たれども今般都合よりて之を廢し更に名古屋
築町百四十二番戸金鯱館と特約を結び同地方の賣捌を
取扱はせ候間以後同館へ御注文相成候得ば名古屋井に
其近傍の無述洋料にて時事新報配達可仕候又は迄石版
舎より時事新報御購讀被成下候方々は御手數あがら此
際右金鯱館へ更々御注文被成下候様奉願候

詩事新編

**埠
縱覽**

吉限リノ處來ル六月
縹緲観ニ供シ且園内
大

● 祝賣廣告

普請落成に付本月廿七日
右祝賀仕様間御縱覽の御
方々も祝品を呈す舊に
倍し御愛顧を乞

れば同所を以て要害の倉庫に充てんと昨今續々同所へ石炭を送り居る由あり今該鐵道に乗りたる人の説と聞くに工事の式様より機關車列車の作りまで一切英國のみどり其工事の最初より入札の方法と用ひシャーマンマデソン會社之れを引受け、督成しする者の由なり然に該地方は地勢平坦勾配さへ急激ある所なれば況してトンネルを穿ち山坡を上下するの困難あるにも非ず從て工事上非常の便益と來したるは勿論あれども右の外に尙ほ支那の爲め又一層の便利を得たる次第と云ふは十餘年前日本にて未だ西洋の事情にも通せざる折柄東京横濱間の鐵道を専ら英人の手に任せ非常の金を費したるの事情とは今日の時勢も違ひ兼て經濟より抜目なれど支那人なれば西洋商人に普く受負工事の積り書を出ださしめ殊に西洋諸國よりは英國、獨逸、佛蘭西、亞米利加各々其委員と出だし最初は少許の損失を招くにもせよ今に及んで支那人の好意を買ひおき往くくは全國の鐵道敷設を一手に受負ふの計畫を爲すは初めに失して後に取るの手段なりと各々競ふて廉價に入札を爲したる中又も英人は外交上商賣上兩つながら支那政府に密接の關係あるより其工事のシャーマンマデソン會社より渡りたるは是非なき次第なれども凡そ其建築費用の廉あること日本最初の鐵道工事に比較して論に爲らざる程ありと又其工事の模様の如きも、レールの敷設等充分の念は入れたる由なれども停車場の如きは建築至て疎末にして寧ろ停車場の名どへも下し得ざるの有様あり即ち日本なれば美麗ある西洋風の家屋と建築すべき所も左る賃澤は一切之れを略し唯周圍に土塀を築けたる事ながら單に鐵道交通の便利上より視れば賃澤の費用を省くは問はずして知る可し兎に角に今の偏僻半開道にて後の營業にも常に利益の考へと離れずして無用な費用を黙捨するに過ぎざれば降雨の節など旅客の不便は或に該社は株にて募りたる私設の會社あれば工事終り殊に該線路にても其收入は費用より引合ふべきの見込なりと云ふより見れば更に數歩と進め之を天津通州にまで延すに至らば其社の利益亦歎からざるべしとの事あり日本の鐵道へ屢々時事新報の紙上にも論せし如く狹軌道とて其の幅三尺六寸のレールを用ひ昨年中政府の制定したる鐵道條例にも日本の軌條の獨よ／＼狹軌道と謂車の作りも大ある能はずして從て本位軌道に較ぶれば運轉の速力遲緩なるは勢に於て免れ難し或ひ運賃に就て育ふも仙臺より東京に馬を送るとして日本現在の荷車にては馬と横さまに駆ぶる能はずして只縱のみの積む者なれば無益に場所を空ふして多くの馬數を輸送し能はざると勿論なり即ち狹軌道の荷車にて仙臺より東京まで馬一頭と送るの賃金は凡そ十四五圓内外を要せる由なれ共若し本位軌道の事に依りて運送する者とせば一馬多くも四五圓と越えずして濟むべしとの事あり然れ共日本の鐵道を狹軌道と定めたるゝ暫く措て論せず唯今回支那よりて始めて敷設したる鐵道を如何に制の制を採用しるは平生交通は便は勿論、軍事の用に於ても日本の鐵道を運送することあらずてかく

彼の開平塘沽間の鐵道は其用も十分あらざる可けれども今後此軌條を基本にして天津若くは通州に及ぼし或は延いて南京上海より廣東よ至らしめ支那全國の鐵道に本位軌條を用ふるの覺悟あるや知るべし斯くて支那日本兩國の鐵道線路は各々全成する者と假定して日本は狹軌條支那は廣軌條と其趣を別にせば交通往來荷物運送より若くは軍事の用よ於て日本は支那に及ばざるの憂へなきか支那の事は兎も角もとして日本は今日に断然狹軌條を廢し本位軌條と爲そか或は九州の如き特種の地より先づ本位軌條を布らしめ他は漸を追ひ其制を改むるか或は三百英里内外の敷設既よ了りたるの今日なれば率ろ改良の事は思ひ切り日本は將來狹軌條の爲め如何なる不便を蒙るも頓と懲念せず又置くべきや此疑問は今に及んで大よ明斷を要するの事件なるべし

官報

監監軍部條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

明治廿一年五月十七日 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
勅令第三十六號 陸軍大臣伯爵大山巖

明治二十年(五月)勅令第十九號監軍部條例第十條左ノ通改正ス

第十條 駕兵監ハ本科ニ關スル事項ヲ調査研究審議シヨリニ立案スルコトヲ掌り陸軍乘馬學校ヲ管轄ス

朕帝國ト大不列顛及愛蘭聯合王國トノ間ニ於テ締結セル商品見本ニ關スル約定施行ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

○出版發賣禁止 謾喻懲諭秘密○○政談と題する出版物は治安に妨害あるものと認め本月十六日發賣頒布を禁止せり

雜報

○韓國の近情 露帝はヨーカサス地方(裏海と黒海の間)へ行幸あるベニ等の處同地方に於て分離黨の巨魁はシヨン露顯したるが爲め延引とあれり右分離黨の巨魁はシヨンジヤの貴族にしてチフリス、ストアロガル、クタルス等の寺所よ於て拘引されるもの甚ざ多し露國アブー・フ流灣の小艦隊は又も水雷船十二艘を増加せり右て佛國に造船所に於て新造したるものにて代價は三萬磅あり露國政府はハルカリヤへ軍勢を派遣するに便利の爲め一萬二千磅を拂ふて商船を雇ひ居れりと同國オデッサ十九日發の報に見ゆ

○四日市の新事業 三重縣鈴鹿四日市港は横濱との間に定期に航行開け日に汽船の往復するより百貨の吐納旅客の往来愈々繁く土地の繁昌ハ年一年に加はり從て工業も亦漸く振ひ起らんとする景況あり即ち効績、製油、製紙、精米及煉化製造の諸會社は皆一昨年來陸續創設したる所の新事業にして其建築は二層若くは三層の煉化石造にて煙筒ハ高く海岸に聳え港内從て外觀の盛況を添へたり精米會社ハ海岸の因幡町に在り三層の煉化石造にて建築は已に全く竣工し且下器械据付最中あるダ蒸汽は百五十馬力の大器械を使用し其動力一齊に下層中層上層の諸器械も及そぐ如くなし第一下層に据

中層より昇り此處間に米ハ全く積
層に降り来る仕事の爲め此處に昇り篩を以て糠
來る六月より開始されるときハ一日は當業者の米作改
該工場創設の目的商ハンタ氏はるを以て販賣の爲めに供すべき上米
獨商ハンタ氏はるを以て販賣の爲めに供すべき上米
と爲るべきの乍ら其の米作改
當業者の米作改
れりと左れば獎勵し改良委員會中なるが又精
議中なるが又精
獎勵し改良委員會中なるが又精
程海外輸出に供
に付四五十鍊方
したる由、製油
是又三層の煉化
り同社の資本金十
と製造し東京大
者なりしが今度
價は三萬五千圓
る由來る八月迄
至らしむる日途
紙會社は製油會
り其後當地は連
に六七週間に亘
天候なり本月
競馬會の催しわ
り休業せり之が
の商況に至りて
にのみ從事せり
○繩糸實況報告書
種傳習所に於て
送しる者は去
其第二回の報告
五月一日 五月十
午前九時 午後
日午前 二日午
桑 付 桑 初眠起よ
桑 付 桑 留
桑 付 桑 留

中層より昇り此處間に米ハ全く積
層に降り来る仕事の爲め此處に昇り篩を以て糠
來る六月より開始されるときハ一日は當業者の米作改
該工場創設の目的商ハンタ氏はるを以て販賣の爲めに供すべき上米
獨商ハンタ氏はるを以て販賣の爲めに供すべき上米
と爲るべきの乍ら其の米作改
當業者の米作改
れりと左れば獎勵し改良委員會中なるが又精
議中なるが又精
獎勵し改良委員會中なるが又精
程海外輸出に供
に付四五十鍾方したる由、製油
是又三層の煉化
り同社の資本金十
紙會社は製油會
し既又到着し一
價は三萬五千圓
る由來る八月迄
至らしむる日途
の建築に着手せ
する筈にて今ハ
他板紙製造室あ
に從事し一人に
出來高は五六千
の東北に在り其
々の便益渺なか
出來高ひまづ五
文に應じ居れり
り休業せり之が
の商況に至りて
にのみ從事せり
○蘇絲實況報告書
種傳習所に於て
送しる者は去
其第二回の報告
五月一日 五月十五
午前九時 午後二時
日午前 二日午
桑 付 桑 初眠起よ
桑 付 桑 留
桑 付 桑 留